

令和7年度

佐久水道企業団水質検査計画

佐久水道企業団

1 はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確保するために不可欠であり、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために検査地点、検査項目、検査頻度等を定めたものです。

佐久水道企業団では、水質検査計画を策定するにあたり、水道法の主旨を十分踏まえ、水質検査の重要性を認識したうえで、地域の特性や過去のデータを十分に考慮して計画を策定しました。

2 佐久水道企業団の概要

佐久水道企業団は、我が国で最初の農村地方広域水道のモデルケースとして昭和30年に設立した佐久平上水道組合を前身としています。以来、幾多の拡張改良工事を重ねて、組織団体の水道施設の統合整備を図り、現在では2市2町（構成市町は佐久市・佐久穂町・御代田町・東御市）にわたる計画給水人口119,000人の広域水道となりました。

当企業団は「豊かな自然の恵み 佐久の誇りとなる 信頼される水道」を理念に掲げ、安全でおいしい水の供給とライフラインの確保を一層図るとともに、地域の発展を支えるべく施設の整備拡充を推進しています。

1) 計画目標

事業名	計画給水人口	計画一日最大給水量
上水道事業	119,000人	49,000 m ³ /日

2) 施設状況（稼働施設）

事業名	水源施設	浄水施設	配水池	管延長
上水道事業	52箇所	4箇所	77箇所	1,093,207m

3) 給水状況

(1) 市町別給水状況 (令和5年度末現在)

市町名	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	年間有収水量 (㎥/年)	人口構成比 (%)
佐久穂町	4,079	9,316	816,357	8.0
佐久市	45,573	96,592	10,769,114	83.3
白 田	5,711	12,618	1,263,433	10.9
野 沢	7,387	16,784	1,637,276	14.5
中 込	7,485	14,978	1,758,534	12.9
岩村田	14,858	30,311	3,786,821	26.1
東・平根	4,222	9,003	921,665	7.8
浅 科	2,386	5,425	578,013	4.7
望 月	3,524	7,473	823,372	6.4
東御市	715	1,503	141,332	1.3
御代田町	3,903	8,514	947,057	7.4
合 計	54,270	115,925	12,673,860	100.0

3 水質検査計画

1) 基本方針

○水道水に対する信頼性を高めることを目的として、今年度も浄水のすべての項目について年1回以上の検査を行います。

○浄水（配水池などで消毒して給水される水道水）の水質検査において、検査項目の中には、過去3年間の検出結果が基準値の10分の1以下の場合、検査頻度を3年に1回以上に減らすことのできる項目や過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できる項目もありますが、安全性の確認という観点から検査頻度を減らさずに、年1回以上検査を行うことを基本とします。

○水道原水に汚染のおそれのある病原性微生物の検査をします。

○クリプトスポリジウムやジアルジアといった病原性微生物は、人に感染症を引き起こすと共に塩素消毒が効きにくいといった特徴を持っています。

○佐久水道企業団では、水源へ病原性微生物が混入しないよう尽力すると共に、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査を実施します。

○また他の病原性微生物についても必要に応じ検査します。

○福島第1原発の事故に伴う放射性物質検査を実施します。

○平成23年3月より飲料水中の放射性物質検査を実施しております。飲料水を含む食品中の放射性物質について、食品衛生法の規定に基づく新たな基準が設定され、平成24年4月1日に施行されたことを踏まえ、新基準で検査を実施してきました。引き続き検査頻度等を検討しながら検査を継続的に実施いたします。

○現在、水質管理目標設定項目であり、県内の水道水源地においても検出された有機フッ素化合物について検査を実施します。

○当企業団の水道施設周辺に有機フッ素化合物の汚染源となる施設等はないものの、近年、日本各地で検出されていることを考慮し安全性に万全を期すため検査頻度等を検討しながら実施します。

○供給する水が給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

○水道法などにより検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と思われる項目について行います。

○浄水の水質検査は、各配水池などの系統別の各管末である、48箇所の蛇口の水（給水栓水）で行います。

○検査頻度は、水源の状況、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して設定します。

○毎日検査（残留塩素、色及び濁り）は1日1回行います。

○省略不可能項目は月1回行います。

○シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒドについては3ヶ月に1度（年4回）行います。

○すべての項目において、1年に1回は必ず検査を行います。

○水源の水質検査頻度については、水源の状況を水質的に判断するため、概ね年1回行います。

○「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき指標菌検出の有無や地表水混入によって、それぞれの水源の汚染のおそれの程度をレベル1～4に分類し、レベル3、4の水源において、3ヶ月に1回の頻度でクリプトスポリジウムとジアルジアの検査を実施します。

○季節によって状況の悪化が予想される水源は、臨時に水質の検査を行います。

○その他、必要な検査項目が発生した場合は、検討のうえ、随時対応することとします。

2) 水源の状況及び原水、浄水の状況

水源は、湧水、浅層地下水、深層地下水、表流水であり、すべての水源周辺には汚染源となるような工場、畜産施設、下水処理施設等はありません。令和7年度に利用する水源は58箇所あり、大きく分けると八ヶ岳系統、浅間系統、蓼科系統の3系統に分かれます。

① 佐久穂町地籍にあります八ヶ岳系統の水源につきましては、硬度が低く軟水で、pH値も7.0～7.7程度で概ね中性～弱アルカリ性の水です。

② 軽井沢町地籍にあります浅間系統の水源につきましては、硬度が高く硬水で、pH値も6.5～7.0の概ね中性～弱酸性の水です。また、自己水源だけでは、水量が不足してしまうため浅麓水道企業団より不足分を受水しています。

③ 旧望月町地籍にあります蓼科系統の水源につきましては、硬度が低く軟水で、pH値も7.0～8.0程度で概ね中性～弱アルカリ性の水です。

それぞれの比較

八ヶ岳系統	浅間系統	蓼科系統
・軟水 ・pH 7.0～7.7 ・中性～弱アルカリ性	・硬水 ・pH 6.5～7.0 ・中性～弱酸性	・軟水 ・pH 7.0～8.0 ・中性～弱アルカリ性

3) 検査機関

水質基準項目の検査は、基本的に佐久圏域水道水質検査協議会で行います。

クリプトスポリジウムや目標管理設定項目などその他の必要な項目の検査については、適切な検査機関を決め、依頼します。

4) 検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査します。その他については厚生労働省水道課長通知、上水試験法等に基づいて行います。

5) 水質検査地点

(1) 原水

市町名	水 源 名
佐久穂町	千ヶ日向（井戸、合流）水源、大石、大石φ350水源、高岩天神町水源、宮前第1水源、都沢第1水源、都沢第2水源、都沢第7水源、霧久保第4水源、館水源、高岩水源、うその口水源、八郡水源、宮前第2水源、下畑水源、海瀬第1水源、海瀬第2水源、海瀬第3水源、海瀬第4水源、高野町第2水源、高野町第3水源、高野町第4水源、水の入第1水源、水の入第2水源、雲場水源
佐久市	上小田切水源、館ヶ沢水源、牛馬ヶ沢水源、初谷水源、東第1水源、東第2水源、東地水源、布施第1・2水源、布施第3水源、五斗水水源（長者原）、合の沢第1水源、合の沢第2水源、菅原水源、寺久保水源、川瀬水源、五斗水水源（湯沢）、小田切第1水源、下越第1水源、下越第2水源、下越第4水源、下越第5水源、大沢水源、大沢新田水源、小宮山水源、沓沢第1水源、矢島第2水源、西山第2水源、岩下第2水源、浅科水源、矢島水源
軽井沢町	谷地沢水源、接合井2箇所

(2) 浄水

浄水の検査地点は、各配水池系統の管末付近の給水栓とします。

6) 検査頻度

(1) 毎日検査項目

1日1回の検査を各配水池系統の管末付近の使用者に依頼します。

項 目	検査頻度	備考
・色	365回/年	水道法施行規則第15条 第1項第1号のイによる。
・濁り	365回/年	
・消毒の残留効果（残留塩素）	365回/年	

(2) 水質基準項目

検査地点や項目により、月1回、年4回、または年1回とします。

7) 臨時検査

臨時検査は、次の時に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき。
- ・浄水過程に異常があったとき。
- ・送配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められたとき。

8) 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、佐久水道企業団窓口で閲覧できるほか、佐久水道企業団ホームページにて公開します。

水質検査結果については、計画に基づき水質検査を行い、佐久水道企業団窓口にて閲覧できるほか、佐久水道企業団ホームページにて公開します。

9) 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに必要なに応じて検査計画の見直しを随時行うこととします。

10) 水質検査の精度と信頼性について

水質検査結果を評価するに当たり、検査の精度と信頼性を確保するために佐久圏域水道水質検査協議会と連携して技術の向上に努めます。

11) 関係者との連携

水道施設で水質汚染事故が発生した場合は、長野県佐久地域振興局、構成市町及び関係水道事業体と情報交換及び共有を図りながら連絡を密にし、現地調査を行い、危機管理対策マニュアル等に基づき、即時対応できるよう体制を整えていきます。

水質基準項目

番号	検査項目		基準値	原水水質 検査項目	浄水水質 検査項目
基1	一般細菌	病原生物による汚染の指標	100 個/ml以下	○	○
基2	大腸菌		検出されないこと	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	無機物質 重金属	0.003 mg/1以下	○	○
基4	水銀及びその化合物		0.0005 mg/1以下	○	○
基5	セレン及びその化合物		0.01 mg/1以下	○	○
基6	鉛及びその化合物		0.01 mg/1以下	○	○
基7	ヒ素及びその化合物		0.01 mg/1以下	○	○
基8	六価クロム化合物		0.02 mg/1以下	○	○
基9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/1以下	○	○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01 mg/1以下	○	○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/1以下	○	○
基12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/1以下	○	○
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	○	○	
基14	四塩化炭素	一般有機物	0.002 mg/1以下	○	○
基15	1, 4-ジオキサン		0.05 mg/1以下	○	○
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及び トランス-1, 2ジクロロエチレン		0.04 mg/1以下	○	○
基17	ジクロロメタン		0.02 mg/1以下	○	○
基18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/1以下	○	○
基19	トリクロロエチレン		0.01 mg/1以下	○	○
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	○	○	
基21	塩素酸	消毒副生成物	0.6 mg/1以下		○
基22	クロロ酢酸		0.02 mg/1以下		○
基23	クロロホルム		0.06 mg/1以下		○
基24	ジクロロ酢酸		0.03 mg/1以下		○
基25	ジブロモクロロメタン		0.1 mg/1以下		○
基26	臭素酸		0.01 mg/1以下		○
基27	総トリハロメタン		0.1 mg/1以下		○
基28	トリクロロ酢酸		0.03 mg/1以下		○
基29	ブロモジクロロメタン		0.03 mg/1以下		○
基30	ブロモホルム		0.09 mg/1以下		○
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下		○	
基32	亜鉛及びその化合物	着色	1.0 mg/1以下	○	○
基33	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/1以下	○	○
基34	鉄及びその化合物		0.3 mg/1以下	○	○
基35	銅及びその化合物		1.0 mg/1以下	○	○
基36	ナトリウム及びその化合物	味	200 mg/1以下	○	○
基37	マンガン及びその化合物	着色	0.05 mg/1以下	○	○
基38	塩化物イオン	味	200 mg/1以下	○	○
基39	カルシウム、マグネシウム等		300 mg/1以下	○	○
基40	蒸発残留物		500 mg/1以下	○	○
基41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/1以下	○	○
基42	ジェオスミン	かび臭	0.00001 mg/1以下	○	○
基43	2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/1以下	○	○
基44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 mg/1以下	○	○
基45	フェノール類	臭気	0.005 mg/1以下	○	○
基46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	味	3 mg/1以下	○	○
基47	pH値	基礎的性状	5.8以上8.6以下	○	○
基48	味		異常でないこと		○
基49	臭気		異常でないこと	○	○
基50	色度		5 度以下	○	○
基51	濁度		2 度以下	○	○

令和7年度
佐久水道企業団 原水水質検査回数

							参考	
		全項目	指標菌	濁度	AL	Fn・Mn	クリプト本体（予定）	汚染レベル
1	千ヶ日向（井戸）	1					○（4回/年）	3
2	千ヶ日向（合流）	1	12	11			○（4回/年）	3
3	大石	1	12	11			○（4回/年）	3
4	大石φ350	1					○（4回/年）	3
5	高岩天神町	1	2	1				2
6	高岩	1	2	1			○（1回/年）	3
7	うその口	1	1					1
8	八郡	1	1					1
9	宮前第1（浅井戸）	1	4	3				2
10	宮前第2（深井戸）	1	1					1
11	下畑	1	4	3				2
12	海瀬第1	1	1					1
13	海瀬第2	1	1					1
14	海瀬第3	1	1					1
15	海瀬第4	1	1					1
16	高野町第2	1	1					1
17	高野町第3	1	1					1
18	高野町第4	1	1					1
19	小田切第1	1	1					1
20	小田切第2 ※予備水源	1	1					1
21	下越第1	1	1					1
22	下越第2	1	1					1
23	下越第4	1	1					1
24	下越第5	1	1					1
25	大沢	1	1					1
26	大沢第2（自噴） ※予備水源	1	1					1
27	大沢新田	1	1					1
28	小宮山	1	1					1
29	沓沢第1	1	1					1
30	沓沢第2 ※予備水源	1	1					1
31	浅科 ※予備水源	1	1					1
32	矢島 ※予備水源	1	1					1
33	矢島第2	1	1					1
34	西山第2	1	1					1
35	館ヶ沢	1	12	11			○（4回/年）	3
36	牛馬ヶ沢	1	12	11			○（4回/年）	3
37	初谷	1	12	11			○（4回/年）	3
38	東第1	1	12	11			○（4回/年）	3
39	東第2	1	12	11			○（4回/年）	3
40	東地	1	2	1			○（1回/年）	3
41	谷地沢	1	2	1			○（1回/年）	3
42	谷地沢接合井	1						浄水受水
43	雨池接合井	1						浄水受水
44	布施第1・2	1	12	11			○（4回/年）	3
45	布施第3	1	1					1
46	五斗水（長者原）	1	12	11			○（4回/年）	3
47	合の沢第1	1						2
48	合の沢第2	1						3
49	合の沢第1・2（合流）		12	11			○（4回/年）	3
50	菅原	1	12	11			○（4回/年）	3

令和7年度
佐久水道企業団 原水水質検査回数

							参考	
		全項目	指標菌	濁度	AL	Fn・Mn	クリプト本体（予定）	汚染レベル
51	寺久保	1	12	11			○（4回/年）	3
52	岩下	1	1					1
53	川瀬	1	12	11			○（4回/年）	3
54	五斗水(湯沢)	1	4	3				2
55	都沢(合流)							3
56	都沢第1	1						3
57	都沢第2	1						3
58	都沢第1・2（合流）		2	2			○（1回/年）	
59	都沢第3							3
60	霧久保第4	1	12	11			○（4回/年）	3
61	霧久保第5 ※予備水源							3
62	都沢第7	1	2	1			○（1回/年）	4
63	館水源	1	12	11			○（4回/年）	3
64	水ノ入第1	1	1					1
65	水ノ入第2	1	1					1
66	雲場	1	1					1
67	都沢浄水場(処理水) 1号、2号				8			
68	高岩浄水場(処理水) 1号、2号				8			
69	香坂東地浄水場(処理水)				4			
70	御代田浄水場(処理水) 1号、2号				8	8		
71	大岳 ※予備水源	1	1					2
72	上小田切（井戸）	1	1					1
	合計	63	237	181	28	8	17ヶ所×4回 5ヶ所×1回	

令和7年度

佐久水道企業団 クリプトスポリジウム・ジアルジア検査回数

	検査箇所	推奨レベル	検査回数 (回/年)	検査月 (4・7・10・1 月)	検査月 (5・8・11・2 月)	検査月 (6・9・12・3 月)	検査月 夏期
1	千ヶ日向水源(井戸)	3	4			●	
2	千ヶ日向水源(湧水)	3	4		●		
3	大石水源	3	4			●	
4	大石φ350	3	4		●		
5	高岩水源	3	1				●
6	館ヶ沢水源	3	4	●			
7	牛馬ヶ沢水源	3	4			●	
8	初谷水源	3	4	●			
9	東第1水源	3	4		●		
10	東第2水源	3	4			●	
11	東地水源	3	1				●
12	谷地沢水源	3	1				●
13	布施第1・2水源	3	4			●	
14	五斗水水源(長者原)	3	4	●			
15	合の沢第1・2水源(合流)	3	4		●		
16	菅原水源	3	4	●			
17	寺久保水源	3	4		●		
18	川瀬水源	3	4	●			
19	都沢第1・2水源(合流)	3	1				●
20	都沢第7水源	4	1				●
21	霧久保第4水源	3	4	●			
22	館水源	3	4			●	
			73	6	5	6	5

令和7年度

佐久水道企業団 浄水水質検査回数

		水質検査地点		検査する項目												
	検体番号	施設名	採水地点	全項目	省略不可能項目	消毒副生成物	塩素酸	ヒ素及びその化合物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	フッ素	ホウ素	亜鉛	アルミニウム	カルシウム・マグネシウム	蒸発残留物	
1	51	畑八配水池	下畑	1	11	3	3									
2	52	穂積配水池	花岡	1	11	3	3									
3	60	高野町配水池	桜町	4	8	0	0									
4	71	上野大久保配水池	大久保	1	11	3	3									
5	78	八郡配水池	八郡	1	11	3	3									
6	88	高岩配水池	海瀬	1	11	3	3		3						3	
7	9	雲場配水池	影	1	11	3	3									
8	56	田口配水池	清川	1	11	3	3								3	
9	57	旧田口配水池	田口	1	11	3	3								3	
10	72	小田切配水池	湯原(滝)	1	11	3	3									
11	74	大沢新田配水池	湯原新田	1	11	3	3									
12	77	上小田切配水池	上小田切	4	8	0	0									
13	70	長峰配水池	朮水	1	11	3	3								3	
14	79	平賀城平配水池	平賀城平	1	11	3	3									
15	81	黒田配水池	相立	1	11	3	3									
16	82	館ヶ沢配水池	館ヶ沢	1	11	3	3									
17	92	下畑配水池(リサーチパーク)	瀬戸	1	11	3	3									
18	61	浅科配水池	蓬田	1	11	3	3			3					3	
19	69	杓沢配水池	杓沢	1	11	3	3									
20	76	小宮山配水池	伴野	1	11	3	3									
21	90	西山高地区配水池	東立科	1	11	3	3									
22	54	稻荷山配水池	中込原	1	11	3	3									
23	55	平賀城配水池	跡部	1	11	3	3									
24	59	御代田高地区配水池	長土呂	1	11	3	3			3	3			3	3	
25	68	下畑配水池(長土呂)	長土呂	1	11	3	3									
26	75	大沢第二配水池	本新町	1	11	3	3									
27	53	平賀配水池	志賀	1	11	3	3								3	
28	58	志賀低地区配水池	西地	1	11	3	3								3	
29	62	志賀高地区配水池	駒込	1	11	3	3									
30	83	東地配水池	東地	1	11	3	3									
31	91	東山内山低地区配水池	東山	1	11	3	3									
32	64	平尾配水池	下平尾	1	11	3	3			3	3			3	3	
33	65	雨池配水池	御代田	1	11	3	3							3	3	
34	86	草越第1配水池	広戸	1	11	3	3			3	3			3	3	
35	87	草越配水池	豊昇	1	11	3	3			3	3			3	3	
36	T62	第1配水池	常満団地	1	11	3	3									
37	T63	七ツ塚配水池	観音寺	1	11	3	3									
38	T73	合の沢配水池	士林	1	11	3	3									
39	T64	湯沢配水池	春日	1	11	3	3									
40	T65	岩下配水池	入片倉	1	11	3	3									
41	T66	大木配水池	布施	1	11	3	3									
42	T71	長者原配水池	長者原	1	11	3	3									
43	3	霧久保配水池	大日向	1	11	3	3	3								
44	6	都沢配水池	大日向	1	11	3	3						3			
45	7	館配水池	向原	1	11	3	3									
46	10	水の入配水池	高野町	1	11	3	3									
47	93	北川第2配水池	北川	1	11	3	3									
48	94	余地配水池	余地	1	11	3	3						3			
		合計		54	522	138	138	3	3	15	12	0	6	15	36	

佐久水道企業団 水質検査地点（浄水）

No.	施設名（配水池水系）	採水地点	ページ
1	畑八配水池	下畑	12
2	穂積配水池	花岡	13
3	高野町配水池	桜町	14
4	上野大久保配水池	大久保	15
5	八郡配水池	八郡	16
6	高岩配水池	海瀬	17
7	雲場配水池	影	18
8	田口配水池	田口	19
9	旧田口配水池	丸山	20
10	小田切配水池	湯原（滝）	21
11	大沢新田配水池	湯原新田	22
12	上小田切配水池	上小田切	23
13	長峰配水池	朮水	24
14	平賀城平配水池	アベニュー	25
15	黒田配水池	相立	26
16	館ヶ沢配水池	館ヶ沢	27
17	下畑配水池（リサーチパーク）	瀬戸	28
18	浅科配水池	塚原	29
19	沓沢配水池	沓沢	30
20	小宮山配水池	伴野	31
21	西山高地区配水池	東立科	32
22	稲荷山配水池	平塚	33
23	平賀城配水池	跡部	34
24	御代田高地区配水池	長土呂	35
25	下畑配水池（長土呂）	長土呂	36
26	大沢第二配水池	本新町	37
27	平賀配水池	志賀	38
28	志賀低地区配水池	西地	39
29	志賀高地区配水池	駒込	40
30	東地配水池	東地	41
31	東山内山低地区配水池	東山	42
32	平尾配水池	下平尾	43
33	雨池配水池	向原	44
34	草越第1配水池	広戸	45
35	草越配水池	豊昇	46
36	第1配水池	布下	47
37	七ツ塚配水池	観音寺	48
38	合の沢配水池	士林	49
39	湯沢配水池	春日	50
40	岩下配水池	春日	51
41	大木配水池	布施	52
42	長者原配水池	長者原	53
43	霧久保配水池	大日向	54
44	都沢配水池	大日向	55
45	館配水池	向原	56
46	水の入配水池	雁明	57
47	北川第二配水池	北川	58
48	余地配水池	余地	59

畑八配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

穂積配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

高野町配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		4	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月		4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		4	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		4	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	4		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	4		
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	4		
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	4		
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	4		
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	4		
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月		4	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		4	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

上野大久保配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

八郡配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

高岩配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

雲場配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

田口配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

旧田口配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1			
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1			
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1			
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1			
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1			
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月		4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月				4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4				
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4				
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4				
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4				
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基30	ブromホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4				
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1			
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1			
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1			
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1			
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1			
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基42	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1			
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1			
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1			
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1			
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12			
基48	味	異常でないこと	1回/月		12			
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12			
基50	色度	5 度以下	1回/月		12			
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12			
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる		
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365			
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365			

小田切配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

大沢新田配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

上小田切配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		4	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月		4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		4	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		4	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	4		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	4		
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	4		
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	4		
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	4		
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	4		
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月		4	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		4	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

長峰配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

平賀城平配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

黒田配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

館ヶ沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

下畑配水池（リサーチパーク） 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

浅科配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

沓沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

小宮山配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブromojジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブromohホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

西山高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

稲荷山配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

平賀城配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

御代田高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月	1	1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		4	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

下畑配水池（長土呂）検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

大沢第二配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

平賀配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施 (省略不可能項目)
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施 (消毒副生成物)
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過し検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施 (省略不可能項目)
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

志賀低地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m l 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	1回/3月		1	
基16	シス-1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/3月		4	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/l以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.0001mg/l 以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l 以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	p H値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/ l 以上	1回/日		365	

志賀高地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

東地配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

東山内山低地区配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

平尾配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

雨池配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

草越第1配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

草越配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

望月第1配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

七ツ塚配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

合の沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

湯沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

岩下配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

大木配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月		1回/月	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

長者原配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

霧久保配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由		
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12			
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1			
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため		
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1			
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1			
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1			
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1			
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1			
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月		4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月				4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4				
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4				
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4				
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4				
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4				
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4				
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1			
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1			
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1			
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施		
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1			
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施		
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1			
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1			
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1			
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1			
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）		
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12			
基48	味	異常でないこと	1回/月		12			
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12			
基50	色度	5 度以下	1回/月		12			
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12			
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる		
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365			
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365			

都沢配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

館配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

水の入配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	1回/3月		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	原因菌類発生時期に1回以上		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/3月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/月		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

北川第二配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	100個/m ¹ 以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施（消毒副生成物）
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月		1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月		1回/3月	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月	4		
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月	4		
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月	4		
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月		1	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月		1	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施（省略不可能項目）
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	

余地配水池 検査頻度

番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	検査省略頻度	実施検査頻度 (回/年)	設定理由
基1	一般細菌	100個/m1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施 (省略不可能項目)
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月		12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	1回/3月		1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施 (消毒副生成物)
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	1回/3月		1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1回/3月		1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基20	ベンゼン	0.01 mg/1以下	1回/3月		1	
基21	塩素酸	0.6 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	水道法に基づき実施 (消毒副生成物)
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	1回/3月		4	
基23	クロロホルム	0.06 mg/1以下	1回/3月		4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基26	臭素酸	0.01 mg/1以下	1回/3月		4	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下	1回/3月		4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1以下	1回/3月		4	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/1以下	1回/3月		4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下	1回/3月		4	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3月	4	過去3年間に1/5を超過して検出されているため
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下	1回/3月		1	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下	1回/3月		1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下	1回/3月		1	
基38	塩化物イオン	200 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施 (省略不可能項目)
基39	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/1以下	1回/3月	1回/年	1	省略可能なため1回/年実施
基40	蒸発残留物	500 mg/1以下	1回/3月		1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下	1回/3月	1回/3年	1	1回/3年に省略可能だが1回/年実施
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	原因藻類発生時期に1回以上		1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下	1回/3月		1	
基45	フェノール類	0.005 mg/1以下	1回/3月		1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/1以下	1回/月	1回/月	12	水道法に基づき実施 (省略不可能項目)
基47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月		12	
基48	味	異常でないこと	1回/月		12	
基49	臭気	異常でないこと	1回/月		12	
基50	色度	5 度以下	1回/月		12	
基51	濁度	2 度以下	1回/月		12	
毎1	色	異常でないこと	1回/日		365	水道法施行規則第15条第1項第1号イによる
毎2	濁り	異常でないこと	1回/日		365	
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/1以上	1回/日		365	